

平成 30 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成31年3月

瀬戸内市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長に提出するものである。

平成31年3月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 馬 場 政 教



## 目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨 .....	1
第 2 監査の種類 .....	1
第 3 監査の対象 .....	1
第 4 監査の着眼点 .....	1
第 5 監査の主な実施内容 .....	1
第 6 監査の実施場所及び日程 .....	2
第 7 監査の結果 .....	2



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）

## 第3 監査の対象

1 有限会社 曙の里おく

(1) 指定管理料（道の駅 黒井山グリーンパーク、道の駅 一本松展望園）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年4月1日～21年3月31日

21年4月1日～26年3月31日

26年4月1日～29年3月31日

29年4月1日～30年3月31日

30年4月1日～33年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度(予定)
16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	15,000,000円	16,000,000円

(2) 出資金 1,500,000円

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

## 第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
平成30年12月17日(月)	有限会社 曙の里おく (道の駅 黒井山グリーンパーク) (道の駅 一本松展望園)	瀬戸内市役所

## 第7 監査の結果

### 1 有限会社 曙の里おくの概要

有限会社 曙の里おく（以下「曙の里」という。）は、平成15年度に、岡山県より旧邑久町が移管を受けた道の駅「黒井山グリーンパーク」「一本松展望園」の管理運営を受託することを目的に、旧邑久町ほかの出資のもとに設立されたものである。

道の駅の管理については、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年条例第67号）の規定等に基づき、市長が指定するものに行わせることができることとされている。そこで、市は、18年度より曙の里を指定し、引き続き、道の駅「黒井山グリーンパーク」「一本松展望園」の管理運営業務を行わせている。道の駅の管理運営業務における曙の里の主な業務内容は、施設管理、情報コーナーの管理・運営、地域特産品を主とする直売所の運営、ギャラリー運営（黒井山ゆうゆう交流館）、遊戯施設の運営（ミニ鉄道公園・黒井山ちびっこプール他）、施設イベントの企画・運営などとなっている。

### 2 指定管理料と経営状況

曙の里の26年度以降の事業報告書をみたところ、毎年、総売り上げ、来駅顧客数が減少し、販売費や一般管理費などの経費削減をはかるものの、施設の老朽化も進み、26年度及び29年度において赤字となるなど厳しい状況が続いている。（表参照）

このような状況の中、市は、それまで1600万円であった指定管理料を、29年度より年次的に減額することとし、29年度において1年間減額したものの、曙の里の自主事業による収益が減少し経営が悪化したことから、30年度及び31年度の2年間については、自主事業の再構築等、収益を伸ばすための対策を講じるため、再び増額することとしている。

表 26年度～29年度における曙の里の財務状況

(単位：円)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度
営業利益	△27,751,871	△24,576,791	△23,343,839	△25,370,882
経常利益	△980,694	2,479,398	3,136,328	△9,478
当期純利益	△1,051,579	2,395,757	2,350,928	△404,778

### 3 監査の結果

#### (1) 意見(要望事項)(効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの)

##### ア 取得した建物を有効に活用するとともに、散策エリアを適切に整備していくよう検討する必要があるもの【曙の里に対するもの】

一本松展望園は、瀬戸内海の多島美等が望める展望台を有している。曙の里は、25年9月に、展望台を、立地特性を活かし一層の憩いと安らぎの場となるよう、展望台付近を歩行者専用の散策エリアに整備するとして、車両での進入を禁止している。しかし、展望台にある店舗は、25年12月から休業し、現在、展望台にはトイレ休憩所及び自動販売機、望遠鏡などが設置されている状況となっている。

そして、曙の里は、上記の休業中の店舗の建物を30年4月に250万円で取得しており、その後、建物の内部を含め、周辺の清掃を行っているものの、市が今後の一本松展望園の全体的な活用方針等を示していないことから、現在、建物の具体的な活用には至っていない。

前記の「2 指定管理料と経営状況」でも示したとおり、近年、自主事業による収益が減少していることから、自主事業の再構築等、収益を伸ばすための対策として、取得した建物を有効に活用するとともに、現在、歩行者専用の散策エリアとしている場所についても、利用者サービスを向上させたり、地域振興がはかられたりするよう市と協議しながら適切に整備していく必要がある。

#### (2) 指摘事項(法令等に違反していると認められるもの)

##### ア 市の行政財産の目的外使用について、規則に定める手続きを行っておらず、法令等に違反していると認められるもの【所管課(商工観光課)に対するもの】

市の行政財産の目的外使用については、瀬戸内市公有財産規則（平成16年規則第51号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととされている。

曙の里が30年4月に取得した建物は、市が有する土地の上に建っていることから、曙の里は、市に対し、行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を提出し、市は、使用許可の基準に照らし、許可書を交付するなどの手続きを行う必要がある。

しかし、曙の里は申請書を提出しておらず、市においても申請を促すなどの手続きを行っていなかった。

建物の取得に必要な登記等については、30年12月に全て完了したことから、速やかに規則に定める手続きを行う必要があると認められる。

